

令和7年度大阪市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度大阪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 世 帯 数	1,766,000 世帯
(2) 年 間 総 給 水 量	400,773,000 立方メートル
(3) 1 日 平 均 給 水 量	1,098,009 立方メートル
(4) 主 要 事 業 の 概 要	
水道施設基盤強化の推進	23,012,134 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

		千円
第1款 水道事業収益		70,824,692
第1項 営業収益	67,919,451	千円
第2項 営業外収益	1,915,795	
第3項 特別利益	989,446	

支 出

		千円
第1款 水道事業費用		62,513,104
第1項 営業費用	59,073,485	千円
第2項 営業外費用	3,379,619	
第3項 予備費	60,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額24,856,042千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,452,309千円及び損益勘定留保資金22,403,733千円で補填するものとする。）。

収 入		千円
第1款 資本的収入		10,966,824
第1項 企業債	10,000,000	
第2項 固定資産売却代金	25,718	
第3項 工事負担金	867,384	
第4項 分担金	32,588	
第5項 雑収入	41,134	

支 出		千円
第1款 資本的支出		35,822,866
第1項 建設改良費	27,973,701	
第2項 償還金	7,806,921	
第3項 積立金	41,050	
第4項 雑支出	1,194	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
	令和 年度	千円
配 水 設 備 整 備 工 事	8～12	28,438,000
浄 送 水 設 備 整 備 工 事	8～13	13,920,000
給 水 装 置 整 備 工 事	8～9	970,000
事 業 所 整 備 工 事	8	119,000
監視制御システム整備事業	8～32	11,400,000
営 業 関 連 運 営 事 業	8～12	3,110,000
水道記念館学習施設 企 画 運 営 事 業	8～10	150,000
水道情報システム事業	8～12	105,000
職 員 健 康 管 理 事 業	8～10	104,000
事 業 所 管 理 事 業	8	26,000
水安全マネジメントシステム 認 証 審 査 事 業	8～10	10,000
桜並木通り抜け運営事業	8	8,000
事 務 用 物 品 調 達 事 業	8	5,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
浄配水設備 改良事業	10,000,000	普通貸借又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）。	年9.5%以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率）	起債年度の翌年度から 据置期間を含め、40年 以内に償還する。 ただし、本期間中に未 償還額の範囲内におい て借り替えることがで きる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 水道事業基金積立金に不足が生じた場合における建設改良費及び積立金の間の流用

(貯蔵品購入限度額)

第9条 貯蔵品の購入限度額は、3,100,000千円と定める。